「令和6年度脱炭素分野における国際ブランディング・プロモーション等業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和6年度脱炭素分野における国際ブランディング・プロモーション等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
 - (1) 当該事業の概要・基本計画等
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
 - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に 定める。
 - (1) 業務実施体制及び業務実績
 - (2) 当該業務に関する具体的な提案
 - (3) 当該業務に関するスケジュールの提案
 - (4) 参考見積書

(評価)

- 第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 業務実施体制
 - (2) 業務理解及び意欲・能力
 - (3) 企業としての取組 (ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営)
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果をその提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

- 第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
 - (1) 提案書の評価
 - (2) 評価項目、配点及び評価の着眼点の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 国際局政策総務課担当課長

副委員長 国際局国際協力部長

委員 国際局国際政策部担当部長

国際局国際連携課欧州米州担当課長 国際局国際協力課長 温暖化対策統括本部副本部長 温暖化対策統括本部企画調整部担当部長 政策局広報戦略・プロモーション課担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を国際局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するもの とする。

(評価結果の審査)

- 第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
 - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和6年2月5日から施行する。